

生活

LIFE

窓口業務

平日は午後7時まで

市民の皆さんへのサービスの向上を図るため、各種証明書の交付事務を対象とした窓口業務の時間延長を行っています。

窓口業務内容

開設日時	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午後7時まで	
開設場所	本庁舎1階の市民課および税務課	
取扱業務	市民課	<ul style="list-style-type: none"> 各種証明書の交付 住民票の写し・印鑑登録証明書・戸（除 籍謄・抄本） 印鑑登録
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 各種証明書の交付 所得証明・納税証明・課税証明・資産証明・評価証明 市税の収納 水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料の収納（納付書を持参ください）

住所変更（転入・転出ほか）公簿の閲覧など、上記以外の業務は取り扱えませんのでご注意ください。

市民課 23局3511
 税務課 23局3509
 FAX 23局0180

入院時の食事負担が変更！

平成18年4月1日から入院時の食事負担が、1日単位から1食単位に変更されました。詳しくはお問い合わせください。

入院時の食事負担

対象	変更前	変更後
一般の方	1日につき780円	1食につき260円
市町村民税非課税の世帯に属する方など（過去1年間の入院日数が90日を越えている場合）	1日につき650円 （1日につき500円）	1食につき210円 （1食につき160円）
のうち、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方など	1日につき300円	1食につき100円

およびに該当する方は、加入している医療保険の保険者の発行する減額認定証を、被保険者証などに添えて医療機関の窓口提出することにより減額が受けられます。

保険年金課 23局3514
 FAX 23局0180

文化ホール事業を応援します！

市民の皆さんが、市内の文化ホールで開催するコンサートや演劇などについて支援します。

対象は市内在住・在勤で、3人以上の団体が実施する一般市民を対象とした文化ホール事業（入場料500円以上を徴収する事業で、200人以上の入場者数を見込めるもの）/ただし団体の発表会に類する事業は除く 支援内容は文化会館施設使用料および附属設備、舞台管理委託料の免除および事業費の補助など 支援額1事業10万円以内 その他詳しくはお問い合わせください

生涯学習課 23局3531
 FAX 22局3811

児童相談窓口

児童虐待をはじめとして、障害相談や非行相談、不登校相談など、子どもに関するあらゆる相談を受けられる窓口を設置しています。この相談窓口は、児童虐待などの通告窓口にもなっています。緊急の場合には休日夜間にも対応します。

児童相談窓口

児童課（田原福祉センター内）
 23局3513 FAX 23局3545

休日・夜間など緊急の場合

22局1111 FAX 23局0180

田原市土地開発行為に関する指導要綱

田原市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、田原市土地開発行為に関する指導要綱を定めています。市内で開発行為を行うおとする場合は、あらかじめ、市との協議が必要になります。

開発行為とは
 住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋立てまたは干拓、浚渫、廃棄物の埋立て、その他土地の区画形質の変更を指します。

面積要件は
 対象となるのは、開発区域の面積が3000㎡以上1万㎡未満の開発行為です。1万㎡以上の場合は、愛知県土地開発行為に係る指導要綱の対象となりますが、こちらも田原市が窓口になります。

企画課 23局3507
 FAX 23局0180